

2. これまでの進捗と今後の予定

- ・2019年2月より用地取得の交渉を開始し、2024年4月時点で94%取得済
- ・取得済用地のみ2024年1月から整地等の準備工事に着手
- ・2029年3月新工場完成(予定)

以 上

お知らせ

起業者京成電鉄株式会社が行う宗吾車両基地主工場建替工事（千葉県印旛郡酒々井町上岩橋字宝亀地内から同町上岩橋字宇坪地内まで）及びこれに伴う町道付替工事について、令和六年六月十七日土地収用法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業の認定の告示があった土地（以下「起業地」といいます。）について
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋字宝亀、字広田及び字宇坪地内
（注）この土地を表示する図面は、酒々井町役場まちづくり課で御覧ください。

- 二 土地価格の固定について
起業地の価格については、土地収用法第七十一条の規定に基づき、事業の認定の告示があった日をもって固定されることとなります。

- 三 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について
土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている者はこれらの権利に対する補償金を、建物等の所有者、借家人などは移転等に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

- 四 関係人について
事業の認定の告示の日以後、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなりますので、損失の補償を受けることはできません。

- 五 損失補償の制限について
事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ千葉県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

- 六 裁判申請の請求について
裁判申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁判の申請をすべきことを起業者に対し請求することができます。

- 七 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求と併せてしなければなりません。
ただし、既に起業者が裁判申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁判申請の請求をしているときは、この限りではありません。

- 八 明渡裁判の申立てについて
明渡裁判の申立ては、土地所有者及び関係人からも早期に移転を希望されるときなどは直接千葉県収用委員会あてにすることができます。

- 九 パンフレットの配付について
「補償等についてのお知らせ」のパンフレットは京成電鉄株式会社鉄道本部建設部用地課において配付いたします。

- 十 その他不明な点については、左記にご照会ください。

千葉県印旛郡酒々井町柏木字桐ノ木十二番の八

京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 用地課 宗吾事務所

電話 ○四三(三二〇)四一五〇